

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第502号）

〔個人情報の漏えい等報告書部分公開決定審査請求事案〕

（答申日：令和8年8月18日）

第一 審査会の結論

大阪府教育委員会が行った部分公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和6年5月27日付けで、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
（本件請求の内容）
（1）（略）
（2）大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱に基づいて令和3年度以降に作成された参考様式第3号「個人情報の漏えい、滅失、損傷等について」の全て。
（3）～（6）（略）
- 2 令和6年6月10日付けで、実施機関である保健体育課及び施設財務課は、本件請求（2）に関するものとして、令和3年度以降に作成された参考様式3号「個人情報の漏えい、滅失、損傷等について」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、条例第13条第1項の規定により、本件行政文書のうち、下記（1）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）をそれぞれ行い、下記（2）のとおり理由を付して、審査請求人に通知した。
（1）公開しないことと決定した部分
参考様式第3号に記載された「所属」、「担当者」、「電話（内線）番号」（内線番号は除く）、及び「漏えい等の概要」。ただし、報道提供により公表済の案件については公開。
（2）公開しない理由
条例第8条第1項第4号に該当する。
本件行政文書（非公開情報）には、漏えいした個人情報の内容が特定される学校名、担当者名、電話番号が記載されており、事務の公正かつ適切な執行に著しい支障（保護者と学校との信頼関係に影響）を及ぼす場合があると認められる。
- 3 令和6年6月20日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

適切な文書を公開すること。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、次のとおりである。

1 審査請求書における主張要旨

「公開しないことと決定した部分」に記載の「所属」「担当者」「電話番号」について、他課では公開されているのに、保健体育課及び施設財務課で公開されないのはおかしいため。よって不服である。

2 反論書における主張要旨

実施機関は、弁明書において、「個人情報の漏えい等で被害を受けた方が報道提供することに強く反対の意を示された場合は報道提供をしていない」などを理由として非公開情報の非公開が妥当である旨を主張するが、もはや何を言っているのか理解不能である。

そもそも本件審査請求は、審査請求書に記載したとおり、他課では公開されている部分が、保健体育課及び施設財務課担当分において一律に非公開となっていることについて不服を申し立てているものである。仮に、実施機関の主張が正しいとするならば、当該情報を公開としている他課においては「個人情報の漏えい等で被害を受けた方が報道提供することに強く反対の意を示された」者が皆無であって、保健体育課及び施設財務課においてはすべての者が「個人情報の漏えい等で被害を受けた方が報道提供することに強く反対の意を示された」ことになるのであって、現実的にそのようなことはあり得ないので、言い訳がましくみっともない主張であって、主張自体が失当である。

また、「個人情報の漏えい等で被害を受けた方が報道提供することに強く反対の意を示された」ことがあったとしても、公開される情報は「個人情報の漏えい等で被害を受けた方」のものではなく、当該被害者が特定されることもあり得ないし、非公開情報となるべき理由もない。

よって、本件決定の非公開情報については、保健体育課及び施設財務課の無知と独断によって条例の適用を誤っているものであって、根本的に合理的理由がなく、ただちに取り消されるべきものであり、本件非公開情報を公開すべきである。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次のとおりである。

1 弁明書における主張

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

(2) 弁明の理由

条例第8条第1項第4号では「府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」の情報については、行政機関は公開しないことができると規定されている。そして、「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」とは、公開することにより、特定の者に不当に利益又は不利益を与えるなど、事務事業の公正さを著しく損なうことや、事務事業実施のために必要な情報又は関係者の理解、協力を得ることが著しく困難になることなどをいう。

本件処分において、様式 3 号に基づき、報道提供を行った場合は行政文書中の「所属」、「担当者」、「電話（内線）番号」（ただし、内線番号は公開）及び「漏えいの概要」を公開している。また、「所属」、「担当者」、「電話（内線）番号」（ただし、内線番号は公開）が庁内の職員の場合も公開としている。

一方で、個人情報の漏えい等で被害を受けた方が報道提供することに強く反対の意を示された場合は、報道提供をしていないため、各府立学校の管理・運営における事務の公正かつ適切な執行に著しい支障（保護者と学校との信頼関係に重大な影響）を及ぼす場合があると認められる。

よって、本件処分において非公開とした行政文書中の「所属」、「担当者」、「電話（内線）番号」（ただし、内線番号は公開）及び「漏えい等の概要」は、条例第 8 条第 1 項第 4 号に該当すると判断し、本件処分を行った。

（3）結論

以上のとおり、本件処分は、条例に基づき適正に行われたものであり、違法、不当な点はなく適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第 1 条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第 8 条及び第 9 条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第 2 条第 1 項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第 8 条及び第 9 条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、庁内で個人情報の漏えいや紛失・損傷等（以下単に「漏えい等」という。）の事案が発生等した場合に定められた様式により庁内の個人情報取扱事務管理者に報告する際に作成されるものであり、その様式には、所属、担当者、電話（内線）番号、漏えい等の発覚日、漏えい等の概要、漏えい等した個人情報に記載された行政文書名、漏えい等した個人情報の内容、漏えい等した個人情報の人数、発生原因、事実経過、影響範囲、再発防止策、公表予定日等の記載欄がある。

3 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、個人情報の漏えい等が発生したときは、原則報道提供を行っているが、個人情報の漏えい等で被害を受けた方が報道提供することに強く反対の意を示した事案については、報道提供を行っていない。本件決定において、実施機関は、報道提供された案件については、公開決定している。しかし、個人情報の漏えい等で被害を受けた方が報道提供することに強く反対の意を示した事案については、本件行政文書のうち、府立学校が特定される情報（「所属」、「担当者」及び「電話（内線）番号」）は条例第8条第1項第4号に該当する旨主張するので、以下検討する。

（１）条例第8条第1項第4号について

府の機関又は国等が行う事務事業に係る情報の中には、これを公開することにより同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすものもある。このような支障を防止するため、これらの情報については、公開しないことができる。

同号は、

- ・府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であつて（以下「要件1」という。）、
- ・公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの（以下「要件2」という。）

に該当する情報については、公開しないことができる旨を定めている。

同号の「府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務」の部分は、府の機関又は国等の機関が行う代表的な事務を例示したものである。

さらに、同号における「おそれのあるもの」に該当して公開しないことができるのは、当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある場合に限られる。

（２）条例第8条第1項第4号の該当性について

実施機関は、本件行政文書のうち、個人情報の漏えい等で被害を受けた方が報道提供することに強く反対の意を示した事案が発生した府立学校が特定される情報（「所属」、「担当者」及び「電話（内線）番号」）は条例第8条第1項第4号に該当する旨主張するので、以下検討する。

本件行政文書は、府立学校における教育活動等のなかで、個人情報の漏えい等が発生した場合に、庁内の個人情報取扱事務管理者に報告する報告書であることから、各府立学校の管理・運営における事務に関する文書であり、府の事務に関する情報といえ、要件1に該当する。また、個人情報の漏えい等で被害を受けた方が報道提供することに強く反対の意を示された理由は、報道提供することで学校関係者を含むより多くの人々が漏えい等の事案を知るところとなり、個人情報の漏えい等で被害を受けた生徒等が特定されることを懸念しているからであると考えられる。本件非公開情報について、情報公開請求を理由に公にすることは、下記付言で摘示するとおり、漏えい等の被害者である生徒や保護者の特定に繋がりがかねない。

そのような事態は保護者との約束を反故にし、保護者と学校との信頼関係を失わせるのみならず、学校教育活動にとって非常に重要な生徒と学校との信頼関係をも棄損することに繋がり、各府立学校の管理・運営に著しい支障が生じるおそれがある、そのおそれも法的保護に値する蓋然性が認められることから、要件2に該当する。よって、条例第8条第1項第4号に該当する。

4 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおりに答申するものである。

5 付言

- (1) 以上のとおり本件非公開情報は条例第8条第1項第4号に該当するものの、個人情報の漏えい等の被害を受けた保護者や生徒等が報道提供することに強く反対の意を示した理由は、上記のとおり報道提供することで学校関係者を含むより多くの人々に漏えい等の被害を受けた生徒等が特定されることを懸念しているからだと考えられる。よって、本件の非公開理由については、まず、条例第9条第1号（個人情報）の該当性を検討すべきである。

実際、審査会において、本件行政文書を見分したところ、既に公開された文書には、「他校へ編入学を希望する当該校を退学した生徒」、「感染症により長期欠席となる複数の生徒」等、学校名を特定し得る記載を公開すると、既に知っている他の情報と照合することにより当該学校の関係者は個人情報の漏えい等で被害を受けた生徒等を特定できる可能性のある記載が見受けられる。個人情報の漏えい等の被害に遭ったことは、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるといえ、実施機関においては、非公開とすべき情報を個別具体的に検討したうえで、まず、条例第9条第1号に該当する旨を主張すべきである。

- (2) 条例前文において、「個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、行政文書等の公開を求める権利を明らかにし、併せて府が自ら進んで情報の公開を推進することにより、「知る権利」の保護と個人の尊厳の確保に資する」と記されている。しかし、実施機関が公開した文書には、個人情報の漏えい等が発生した学校が特定される情報は非公開としているものの、当該学校の関係者であれば個人を特定し得るのではないかと思われる機微にかかわる情報が散見される。条例の趣旨に鑑み、個人のプライバシーに関する情報についてはより一層慎重に取り扱うべきである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

海道 俊明、近藤 亜矢子、榊原 和穂、高野 恵亮